

令和4年第22回

荒川区教育委員会定例会

令和4年11月25日

於)第六瑞光小学校 学校図書館

荒川区教育委員会

令和4年荒川区教育委員会第22回定例会

- | | | |
|--------|--|--|
| 1 日 時 | 令和4年11月25日 | 午後3時30分 |
| 2 場 所 | 第六瑞光小学校 学校図書館 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員 | 高 梨 博 和
長 島 啓 記
小 林 敦 子 |
| 4 欠席委員 | 委 員
委 員 | 坂 田 一 郎
繁 田 雅 弘 |
| 5 出席職員 | 教 育 部 長
教育総務課長
教育施設課長
学 務 課 長
指 導 室 長
教育センター所長
ゆいの森課長
地域図書館課長
書 記
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
的 場 寛
佐 藤 彰 洋
津 野 澄 人
杉 山 茂
山 下 英 男
村 上 智 之
松 本 典 之
小 川 綾 一
丸 田 恭 雅
宮 島 弘 江 |

(1) 報告事項

ア 令和5年度荒川区立幼稚園・こども園における入園申込状況等について

イ (仮称)荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例(素案)について

(2) その他

教育長 ただいまから、荒川区教育委員会令和4年第22回定例会を開催いたします。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、3名出席でございます。繁田委員と坂田委員は御欠席です。

議事録の署名委員につきましては、長島委員、小林委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

9月9日開催の第17回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、皆様に御確認いただいたところでございます。本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきますと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 それでは、承認いたします。

9月30日開催の第18回定例会の議事録を皆様にお送りしてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに御確認いただき、お気付きの点等について事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、ただいまから議事を進めさせていただきます。

本日は報告事項が2件となっております。

初めに、報告事項ア「令和5年度荒川区立幼稚園・こども園における入園申込状況等について」を議題といたします。佐藤学務課長、説明をしてください。

学務課長 それでは、「令和5年度荒川区立幼稚園・こども園における入園申込状況等について」御説明をさせていただきます。資料は3ページになります。

資料の1番です。区立幼稚園の入園申込につきましては、(1)のとおり11月7日及び8日の2日間、各幼稚園にお申し込みいただく形で実施をいたしました。申し込みの状況につきましては(2)の表のとおりとなっております。全体で79名の申し込みを頂きました。

次に、2番の令和5年度における3歳児学級の学級編制についてでございます。(1)学級編制の取扱いにつきましては、学級編制基準に基づきまして8人以上の4園、南千住第二幼稚園、花の木幼稚園、尾久第二幼稚園、日暮里幼稚園につきましては、学級編制を行うということで進めております。また、7人以下となっている4園、南千住第三幼稚園、町屋幼稚園、尾久幼稚園、東日暮里幼稚園につきましては、対象となる21名の方がおりますが、保護者の方へ個別に御連絡をさせていただき、学級編制基準の御説明をさせていただいた上で、改めて他の園への御希望を確認させていただいたところでございます。

(2)といたしまして、他への入園希望の状況についてお示しをさせていただいております。区立幼稚園の希望といたしましては、南千住第二幼稚園に3名、花の木幼稚園に4名、

日暮里幼稚園に4名ということで、変更の希望が確認されております。また、区立幼稚園以外の園を希望されている方が4名、引き続き検討されている方が6名といった現在の状況でございます。今回の変更の希望を確認するに当たりましては、学級編制基準に満たない4園も含めて御検討を頂いたところではございますが、この変更の段階におきましても8人以上の基準を満たす園とならなかったため、南千住第三幼稚園、町屋幼稚園、尾久幼稚園、東日暮里幼稚園は学級編制を行わないとしたいと思っております。また、引き続き各御家庭の状況を確認しつつ、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えてございます。この変更の状況を反映した表が、裏面の4ページに表を添付させていただいているところでございます。

3番といたしまして、学級編制を行う基準も御参考に記載をさせていただいております。

雑駁ではございますが、説明は以上となります。よろしく申し上げます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

長島委員、いかがでしょうか。

長島委員 昨年でしたか、学級編制基準を満たさない幼稚園が出てきて、結局どうなったのでしたか、昨年は。

学務課長 昨年度は議会の方に陳情書が出された経過もございまして、編制基準がその在園されているお子様たちに十分に周知されていなかったといった趣旨もございまして、昨年度は5名で学級編制をしたところでございます。

長島委員 今年度は学級編制基準を満たしていないので、学級編制は行わないということで進んでいるということですか。

学務課長 今、長島委員がおっしゃっていただいたとおり、今年度につきましては、令和3年度からこの基準についても周知をさせていただいておりますので、今回の募集の案内にも明記をさせていただいて周知をしているところでございますので、今回、方向性についてもお示しをさせていただいた上で申し込みを頂いたといった状況ですので、それを踏まえまして今回は適用する形を考えております。

長島委員 分かりました。

教育長 小林委員、いかがでしょうか。

小林委員 この4園なのですけれども、やはり希望されている方々がいらっしゃいます。丁寧な説明が必要だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

学務課長 ただいま小林委員から言っていただいたとおり、我々の方でも当初の御説明も丁寧にこの学級編制基準の位置付けですとか、そういったことも御説明しながら、やはりなかなか保護者の皆さん、すぐには御判断いただけない部分もございましたけれども、その辺は引き続き御説明しながら、今後の手続等についても丁寧に対応したいと思っております。

小林委員 よろしくお願いいたします。

教育長 まだ検討中の方も6名いらっしゃいます。迷われている方たちもいらっしゃるので、丁寧な対応を心掛けたいと考えてございます。

ほかによろしいでしょうか。

それでは続きまして、報告事項イ「(仮称)荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例(素案)について」を議題といたします。山下ゆいの森課長、説明をお願いします。

ゆいの森課長 それでは、「(仮称)荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例(素案)について」説明いたします。

まず、1番の経緯でございますが、区ではゆいの森あらかわの開館をはじめとした図書館整備や蔵書の充実のほか、絵本の普及・啓発、柳田邦男絵本大賞や様々な場所でのおはなし会の開催など、読書活動推進のための事業を積極的に進めてまいりまして、区立小中学校におきましても、学校司書の全校配置など読書環境を整備してきたところでございます。こうした区の実践やその精神を未来につなげていくために、区では平成30年に「読書を愛するまち・あらかわ」を宣言いたしまして、区が主体となっていく事業の方向性をお示しさせていただきました。その後、尾久図書館の開館や街なか図書館の整備も行いまして、身近な場所に本がある環境整備が進んでまいりました。

また、昨年4月には、「荒川区子ども読書活動推進計画(第四次)」を策定いたしまして、「家読」の推進をはじめとした家庭における読書活動の推進のほか、読書バリアフリー法の施行を受けまして、誰もが読書を楽しみ、あらゆる世代が交流できる図書館づくりを推進するなど、質の高い読書活動の実現に向けた取組を進めております。このようにハード・ソフト両面から読書環境の充実を図ってきた中、読書の意義や重要性について区民の関心及び理解が深まりつつあるところでございます。

次に、2番のこれまでの主な成果でございますが記載のとおり、図書資料の個人貸出点数については、平成29年度から30年度にかけて約20万点の増加、「読書を愛するまち・あらかわ」宣言がどれだけ知られているかといった認知率につきましても、10%前後であったものが直近では50%を超える割合へ増加、街なか図書館の数につきましても50カ所近く増えているという状況でございます。

続きまして、裏面を御覧ください。条例制定の目的でございます。条例制定の目的は、「読書を愛するまち・あらかわ」宣言の理念をより一層深めまして、区が読書活動に取り組むだけでなく、区民や事業者や団体の読書活動に関する取組を促進しまして、地域が一体となって、あらゆる世代が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進していくこととでございます。

4番、条例の内容につきましては後ほど御説明いたします。

5番、条例（素案）の検討でございますが、記載のとおり、庁内関係部署による検討会や読書に係るアンケート、他の自治体の読書条例の調査などによりまして検討を重ねてきたところでございます。

続きまして、説明資料6番の下の参考、読書に関するアンケートと記載してあるところを御覧ください。こちらは、今回の条例に先立ちまして、読書に関する区民の思いや抱えている課題をお聞きしまして、条例の参考とするとともに、今後の図書館施策に生かすために、私どもが各種団体に出向きましてアンケートを行ったものでございまして、図書館、ふれあい館等各施設の利用者、保育園、学校、福祉関係団体、事業者その他各種関係団体など、普段は図書館に来館しない方も含めまして、幅広くアンケートを行いまして、1,400人を超える方々から御回答を頂きました。読書活動を進めていく上で心がけていることや課題についてお聞きしましたところ、「読むことを習慣化する」、「読書をする時間がない」といった御意見を頂いております。そして、これらの御意見を一部条例に反映いたしまして、条例名や基本理念、各主体の取組などへ取り入れたところでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、別紙の「(仮称)荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例(素案)」を御覧いただけますでしょうか。条文の内容について説明いたします。まず、前文で荒川区の特色や、読書に関する区のこれまでの取組や経緯のほか、条例制定の趣旨として「読書を愛するまち・あらかわ」宣言の理念をより一層深めまして、荒川区が読書活動に関するさらなる取組を行うとともに、区民等及び事業者の読書活動に関する取組を促進し、地域が一体となって、あらゆる世代が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進していくといったことを記載してございます。

次に、第1条で目的を定めてございます。目的は先ほど御説明させていただいたとおり、あらゆる世代が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進していくということでございます。

第2条では用語の定義を定めてございます。第2号の事業者という用語で、一般の企業や団体、区内各施設の指定管理者等も含めまして、区内の事業者や団体、すべてをここで包含してございます。

続きまして、第3条の基本理念でございます。ここで読書活動の意義を記しまして、地域が一体となって、誰もが読書に親しみ、学び、心豊かに暮らすことのできるまちを目指していくといったことを記載しております。

次に、第4条では区の責務を定めておりまして、読書環境の整備に取り組むことや、区民や事業者の相互の連携を促進することを記載してございます。

次の第5条から9条にかけましては、各主体の役割や取組について記載しております。第5条では区民等の役割を定めてございまして、次の第6条では事業者の役割を定めてございます。第7条で、幼稚園や保育所等の設置者等に取り組んでいただきたいことを定めてございまして、第7条につきましては、こういった形で独立した条文として規定しているのは、他の自治体ではあまり例がなく、今回の条例案の特徴の一つとなっております。

そして、第8条では学校等における取組としまして、学校等の設置者等において取り組んでいただきたいことについて定めてございます。

続きまして、次のページの第9条を御覧ください。荒川区立図書館等における取組を定めてございます。こちらにつきましても、独立した条文として規定しているところはほかの自治体でもほとんど例がなく、今回の条例案の特徴の一つとなっております。

続きまして、次の第10条で読書活動推進月間として11月を定めてございます。

最後に、恐れ入りますが、説明資料にお戻りいただきまして、最後のところを御覧ください。今後の予定でございます。12月1日に文教・子育て支援委員会で条例（素案）の報告をさせていただきます。12月7日からパブリックコメントを実施いたしまして、その実施結果も踏まえまして、2月の文教・子育て支援委員会で御審査頂きまして、2月会議に議案上程、御決議頂ければ4月1日施行ということで考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの御説明につきまして、御意見を賜りたいと思っておりますが、補足させていただきます。本日は、この条例の素案について御説明させていただき、この場で御質疑も賜りたいとは存じますが、教育委員の先生方には、この素案について改めて詳細に御覧頂きまして、次回の教育委員会において、御意見を頂ければと思っております。先生方、何か御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか、長島委員。

長島委員 素案をざっとですけれども目を通させていただいて、幾つかあったのですけれども、次回ということですのでそのときに。

教育長 特に御質問というか、御確認される場所というのはございませんでしょうか。

長島委員 表現とかそういったものが主なので、次回で大丈夫かと思えます。

教育長 分かりました。では、次回よろしくお願いいたします。

小林委員、いかがですか。

小林委員 条例ができるのは、本当に喜ばしいことです。前文で、荒川区が読書活動を重視してきて、「読書を愛するまち・あらかわ」宣言を出し、これをさらに深めるために条例を制定するという基本的な姿勢が示されているので、とてもよかったです。また、7条であるとか、9条という形で、読書活動の取組に関する項目を作っておりまして、読書活動の定着と

という意味では非常に重要なのではないかと考えております。

1点だけ「事業者」という言葉がよく出てくるのですが、これは条例ではかなり一般的な用語なのでしょうか。

ゆいの森課長 ほかの荒川区内の条例におきましても「事業者」という形ですべてを包含するという形で例がありましたので、それに倣って今回やらせていただきました。条例を考える過程では、施設の名前をずっと並べて考えてみたりしたのですけれども、そうするとかなり文字の多い分かりにくい条例になってしまうということで、すっきりさせた形で「事業者」ということで、そこに団体すべてを包含するという形にいたしました。

小林委員 分かりました。前文の部分は、少しブラッシュアップされるとさらによくなるかもしれませぬ。

教育長 ぜひ、次回にお願いいたします。

小林委員 あらかじめメールか何かでお送りしましょうか。

教育長 そうですね。

小林委員 そういった形で対応させていただきます。

教育長 それでは、よろしいでしょうか。次回の教育委員会でまた改めて、本日、御欠席の繁田委員、坂田委員も含めて御意見賜りたいと思っております。

それでは、本件については以上とさせていただきます。

次に、その他の報告事項となります。教育委員会の日程について事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 13ページを御覧頂ければと思います。日程について今回修正はございません。

ただ、次回の12月9日、13ページと14ページに渡っておりますけど、定例会の終了後に小学校長会との懇談会がございますので、前回、協議会にて地区を選んでいただきましたので、続いて参加していただくよう、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

教育長 給食無償化の陳情について、学務課長、説明をしてください。

学務課長 それでは、15ページを御覧ください。陳情書が1部提出されております。「公立小中学校の給食費無償化を求める陳情書」というのが提出されております。新日本婦人の会荒川支部いうところから御提出がありました。その1点御報告でございます。以上です。

教育長 御報告ということで了承をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、教育委員会令和4年第22回定例会を閉会といたします。

了